

通謀虚偽表示について

平成29年1月19日
片山輝伸

第1 事案の概要

① H27. ■	(略)	
② H27. ■		
③ H27. ■		
④ H27. ■~■		
⑤ H27. ■		
⑥ H27. ■		
⑦ H27. ■		工事完成
⑧ H27. ■		XからYへ工事代金請求

第2 主張

- 1 X（当方）は、Y（相手方）に対し、請負代金支払請求。
- 2 Yは、請求原因を全て認めた上で、通謀虚偽表示の抗弁を主張。
 - (1) 本件契約は、実質的には、A社（当方が元請会社と主張する）とXとの契約であり、XとYとの間で締結された外観は、虚偽であること
 - (2) XとYとの間で、(1)について通謀があること

第3 判例との比較検討（○：通謀虚偽表示が認められた）

	①	②	③	本件
	○ 東京地裁 H24. 3. 29	○（※） 秋田地裁 H23. 1. 27 ※実際の受注金額を 超える部分について	× 東京地裁 H27. 7. 21	（略）
事案の 概要	X→Y印刷物発注 X→Y代金支払 Yから納品なし X→Y代金返還Q	Y（下）→X（孫） X→Y代金支払Q	三（元）→Y（下） Y（下）→X（孫） X→Y代金支払Q ←契約は三X間	
事情	Y→Y架空である 旨を通知	Xは、Yから経費のた めの依頼されて架空 の領収証を発行		
	—	—	三宛の見積書 Yにも送信 後、Y宛の見積書	
	—	—	XY工事内容協議	
	—	孫請代>下請代 注文書、請書あり （ただし上記）	注文書、請書あり	
	納品書なし 受領書なし 納品なし	工事完成	工事完成	
	善後策（内容不明）	架空計上		

以上